

府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業
入札説明書等に対する質問（第1回）への回答

令和5年11月

府中市

入札説明書

■入札説明書に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1					入札説明書全般	令和5年7月10日に公表されております「府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業実施方針に対する質問（意見）への回答」の回答内容は本入札においても適用されるものと理解してよろしいでしょうか。	令和5年7月10日に公表した「府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業実施方針に対する質問（意見）への回答」の回答内容は本入札において適用されません。なお、入札説明書に対する質問への回答No. 4もご参照ください。
2	1	2	(4)	イ(イ)	契約の形態	設計企業要件と建設企業要件を満たしていれば、設計企業と建設企業も同一企業で問題ないという事によろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	6	4	(1)	ア(ア)c	入札参加者の構成等	SPC業務をマテリアルリサイクル推進施設の管理運営企業として業務を担う代表企業が兼務代行することを予定しておりますが、個別にSPCとして雇用を担保すべき業務があればご教示ください。	個別にSPCとして雇用を担保すべき業務に特段の指定はありませんが、関係法令等に則り事業者の判断で適切な業務履行がなされる体制を整備してください。なお、「入札参加者を構成する企業は、建設JV等又は、SPCから直接業務を請け負う企業」としてください。
4	7	4	(1)	イ(ア)	共通の要件	「構成企業の役割に応じて、令和5・6年度府中市入札参加資格を有していること」とあり、また、8頁ではプラント設備の建設を担当する企業の要件として「建設業法第3条1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること」とあります。貴市への入札参加資格申請は東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより申請しておりますが、清掃施設工事の特定建設業の許可に対応する申請業種は〈46 焼却設備〉しかございません。本事業で整備するマテリアルリサイクル推進施設は焼却設備でないため、役割に応じた入札参加資格は〈63 機械器具設置〉と理解してよろしいでしょうか。	「構成企業の役割に応じて、令和5・6年度府中市入札参加資格を有していること」を「令和5・6年度府中市入札参加資格を有していること。」へ修正します。

入札説明書

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
5	7	4	(1)	イ(ア)	共通の要件	質問No. 4の通り、プラント設備の建設を担当する企業の役割に応じた貴市への入札参加資格の業種が機械器具設置となる場合、新施設の設計建設工事に配置する監理技術者の必要な資格は「清掃施設工事」または「機械器具設置工事」のいずれかでお認めいただけますでしょうか。	入札説明書に対する質問への回答No. 4をご参照ください。
6	7	4	(1)	イ(ア)c	入札参加参加者の要件 共通要件	C「構成企業の役割に応じて、令和5・6年度府中市入札参加資格を有していること」と記載がありますが、令和5年7月10付 実施方針に対する質問への回答（No. 8）では、「構成企業の役割に応じて」が削除され「令和5・6年度府中市入札参加資格を有していること」へ変更しますとあります。実施方針の回答通りと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	7	4	(1)	イ(イ)	設計企業の個別の要件	設計企業個別要件で、a(a)、b(a)、(b)と要件が示されておりますが、これらを満たしていれば同一企業が設計業務（マテリアルリサイクル推進施設建屋、プラント、管理棟改修設計）を行っても問題ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	7	4	(1)	イ(ウ)	建設企業個別の要件	建設企業個別要件で、a(a)(b)、b、C(a)(b)、C①②と要件が示されておりますが、これらを満たしていれば同一企業が建設業務（マテリアルリサイクル推進施設建屋、プラント、管理棟改修、解体工事）を行っても問題ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	10	4	(2)	ウ	入札保証金 (イ)	入札保証金の免除の要件として、「建設企業となる者が、過去2年間に～本市が判断しうる過去の建設工事請負契約書の写しを提出した場合。」とありますが、令和3年10月6日以前に建設工事請負契約を締結し、令和5年10月6日現在で履行中（建設工事中）の工事契約も該当すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	11	4	(2)	ケ	予定価格	本事業における予定価格を構成する建設工事費の上限はございますでしょうか。	本事業における予定価格を構成する建設工事費の上限はありません。

入札説明書

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
11	12	4	(3)	イ	現地見学	見学可能日内での現地見学の回数制限はございますでしょうか。	回数制限はありませんが、可能な限り見学内容をまとめるようにしてください。
12	16	4	(3)	ク(ウ)e (b)	設計図書	(b) 提案仕様書 (要求水準書を元に提案する施設の仕様を「提案仕様記載用フォーマット」に記載したもの)とありますが、「提案仕様記載用フォーマット」を提示をお願いします。	提案仕様記載用フォーマットは、入札参加資格申請を提出し、審査を通過した入札参加者に交付します。
13	17	4	(3)	ケ	提案書に関するヒアリングの実施	提案内容の確認のために入札参加者に対するヒアリングを実施するとありますが、事業者によるプレゼンテーションも予定されていますでしょうか。	プレゼンテーションの実施も想定しています。詳細は、基礎審査結果を通過した応募者への通知時に個別に提示します。
14	23	6	(5)	イ(ア)	管理運営委託料の構成	本事業では 要求水準書記載の各年度処理量のごみを処理することとして、管理運営委託料を算定します。運営期間中の処理ごみ量が定常的に計画値から大きく増減した場合は、人件費、修繕費へ影響が与えられるため、管理運営委託料の改定について協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	運営期間中の処理ごみ量が定常的に計画値から著しく増減した場合は、管理運営委託料の改定について協議します。
15	23	6	(5)	イ(イ)	物価変動による改定	管理運営開始時点で入札時点との物価変動分は精算する条件として頂きますようお願いいたします。また、保険に係る費用については、保険料率の著しい増加が見られるため、物価変動率と同水準で検討するのではなく、保険料高騰分を不可抗力として扱う等、異なる取り扱いをして頂きますようお願いいたします。	前段後段ともに原案のとおりとします。なお、入札説明書 (P24) 6(5) イ(イ) b(a)に示す通り、「物価変動の判断に用いる指数」の変更について契約協議時に協議を行うことは可とします。
16	23	6	(5)	イ(イ)	物価変動による改定	a 改定の条件について、管理運営委託料の改定は、運営開始初年度から実施されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。運営開始前年度に運営開始年度の物価改定の改定の有無の確認を行うための書面での報告を行ってください。
17	23	6	(5)	イ(イ)	物価変動による改定	物価変動時の手続きは、都度の契約変更は不要で、協議や確認通知程度のやり取りで対応可能と理解してよろしいでしょうか。	物価変動時の手続きは入札説明書 (P24) 6(5) イ(イ) に示す改定を行う限りにおいては契約変更手続きは不要です。

入札説明書

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
18	24	6	(5)	イ(イ) d	消費税及び地方消費税の改正による改定	本記載は管理運営期間中と限定されておりますが、設計建設期間中に消費税及び地方税が改正された場合についても本記載を適用いただけますでしょうか。	設計建設期間中に消費税及び地方消費税が改正される場合も改定内容に合わせて市はSPCへの支払に係る消費税及び地方消費税を支払います。
19	24	6	(5)	ウ	リスク管理の方針	本事業に伴うリスク分担を明確化するため、特定事業契約に沿ったリスク分担表をお示しいただけますでしょうか。	リスク分担表は示しません。特定事業契約をご確認ください。
20	25	6	(5)	エ	保険	不可抗力事由での本施設への損害は、貴市に加入いただく建物総合損害共済を適用いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	状況に応じて判断します。事業者においても適切な保険に加入してください。

要求水準書(設計・建設)

■要求水準書(設計・建設業務編)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	2	第1章 第2節	4		敷地全体	現況測量図、高低測量図、敷地求積図、真北測量図等のPDF及びCADデータがあれば提供をお願い致します。	現況測量図、高低測量図、敷地求積図、真北測量図はPDFデータがありますので、提供希望の場合には市へご連絡ください。
2	3	第1章 第2節	5	(3)	周辺におけるユーティリティ	要求水準書別添1に下水の記載がありませんので、下水接続点を別添13地下埋設物調査図に示していただけますでしょうか。	資料を提供しますので、提供希望の場合には市へご連絡ください。
3	6	第1章 第4節	1		適用範囲	「本書に明記されない～完備しなければならない」とありますが、「当然必要と思われるもの」に関して貴市と事業者の間の認識に相違がある場合は、その都度協議していただくようお願い致します。	協議に応じます。
4	7	第1章 第5節	2	(5)	使用材料規格	記載の内容は海外製品を採用する場合に適用すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	12	第1章 第7節	2	(2)4)	表1-2性能保証項目	3(1)びんの純度において99%以上とあり、P.42表2-9についても同様ですが、P42表2-10品質基準では99.8～99.9%以上と計算できます。性能保証値は99%で、目標値として99.9%との認識でよろしいでしょうか。	P42「表2-10 びんの品質基準」をびんの品質の性能保証値とします。
6	12	第1章 第7節	2	(2)4)	表1-2性能保証項目	3(1)アルミ缶の純度について規定がありますが、ウィジェット(樹脂玉)が入っているアルミ缶については分離困難ですので、対象缶については異物として計上しないものとして頂きたくご了承願います。	ウィジェット入りアルミ缶の取扱いについては、実施設計時に協議します。
7	12	第1章 第7節	2	(2)4)	表1-2性能保証項目	4破袋・除袋能力の記載がありますが、燃えないごみ破袋・除袋機については満足する装置が市場にありませんので適用除外または目標値としていただけないでしょうか。	燃やさないごみ破袋・除袋機の破袋・除袋能力については、目標値とします。
8	14	第1章 第7節	2	(2)4)	表1-2性能保証項目	12機械関係諸室内温度の項目がありますが、手選別など機械と作業員が共存する諸室との理解でよろしいでしょうか。	「手選別など機械と作業員が共存する諸室」ではなく、工場棟等で機械が設置される諸室です。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
9	14	第1章 第7節	2	(2)4)	表1-2性能保証項目	13空調設備の項目がありますが、居室や見学者用諸室が対象で、シャワー室やスポット空調の手選別室は対象外との理解でよろしいでしょうか。	居室、見学者用諸室、手選別室を対象とします。
10	14	第1章 第7節	2	(2)4)	表1-2性能保証項目	13空調設備に湿度の項目がありますが、空調を導入する諸室において性能保証が必要になるのでしょうか。	原案の通りとします。加湿を行える手段を準備してください。
11	14	第1章 第7節	2	(2)4)	表1-2性能保証項目14	用役薬品類について、「実施設計図書で記載した使用量と乖離していないか」とあるが、乖離の基準は協議によるものという解釈で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、実施設計図書で示すごみt当たりの使用量等の原単位を超過する場合は、建設事業者自らが超過することの合理性を証明して頂く必要があります。
12	14	第1章 第7節	2	(2)4)	表1-2性能保証項目備考2)	「本業務の工事終了後引渡し前の引渡性能試験」とは11頁記載の4確認性能試験のことでよろしいでしょうか。また、10頁冒頭の「本業務のすべての工事終了後引渡し前」とは令和11年12月の設計・建設期間終了後の引渡前という理解でよろしいでしょうか。	前段については、要求水準書(設計・建設業務編)P11に示す確認性能試験ではなく、「表1-2性能保証項目」の備考欄に示すとおり、No.7(騒音)、No.8(振動)、No.9(悪臭)、No.13(管理棟の空調設備)、No.14(用役薬品類)、No.15(その他)について行うものです。後段については、ご理解のとおりです。
13	15	第1章 第8節	1	(2)	施工の契約不適合	柱書のなお書に記載された「重大な過失」とは、最高裁判例の示す通り、「ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	16	第1章 第8節	6		契約不適合責任の 免責事項	以下の場合も建設事業者には責任がないと存じますので、以下の事項を免責事項に追記して頂きたいと存じます。 ・本市の指示に起因する場合 ・第三者の行為に起因する場合	ご意見を踏まえ、「本市の指示に起因する場合(ただし、事業者が当該入札説明書等の記載又は甲の指示の不備・誤りが不相当であることを知りながら本市に異議を述べなかった場合その他の事業者の故意又は過失による本市の責めに帰すべき事由の看過の場合は除く)」のみ免責事項に追記します。なお、第三者の行為に起因するものが不可抗力に該当する場合は不可抗力として取り扱いします。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
15	19	第1章 第10節	3		実施設計	(4) 国交省営繕仕様書、(6) (7) (8) 東京都標準仕様書の両方の記載がありますが、後者の内容を優先するという理解でよろしいでしょうか。	(6) (7) (8) 東京都標準仕様書に適合し、かつ、東京都標準仕様書に記載無き事項でも(4) 国交省営繕仕様書に記載がある場合には、それに従ってください。
16	20	第1章 第10節	4	(3)	鳥観図	管理棟改修工事においても鳥観図は必要でしょうか。	原案のとおりとします。
17	20	第1章 第10節	5		実施設計の変更	実施設計期間中および実施設計完了後に、要求水準に適合しているが、貴市の指示により設計変更が生じた場合は、協議対象であるという理解でよろしいでしょうか。	設計変更の対応は、建設工事請負契約書の第19条によりますが、要求水準への適合については、事業者の判断で決まるものではなく、本市が事業者からの承諾対象となる図書等の審査において、要求水準への適合を確認し、判断するものであり、その結果必要に応じて適合を求める可能性がある点については留意願います。
18	22	第1章 第11節	1	(4)	建設業務の基本的な考え方	事業全体の市側が行う近隣説明は行われているのでしょうか。また、その際の議事録等がありましたらご提示願います。	近隣に対し、都市計画法第16条に基づく説明は行っております。上記の議事録は本事業の公募手続きにおいて提示しません。
19	23	第1章 第11節	3	(2) 2) ③	現場管理	配置技術者の専任期間について国土交通省発行の「監理技術者制度運用マニュアル 国土建第349号 三 2 監理技術者等の専任期間」に記載されているように本工事においても請負契約締結後、現地工事に着手するまでの設計及び工場製作期間については、工事現場への専任は不要と考えてよろしいでしょうか。また、コリンズ登録については、現地工事着手までの期間を工場製作期間として設計を監理する技術者を登録し、現地工事期間は施工を監理する技術者を登録できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	23	第1章 第10節	3	(2) 3)	復旧	周辺の家屋調査を実施するとありますが、対象となるエリアを教示お願いします。	関係法令等を踏まえた実施を基本としますが、実施設計時に指示します。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
21	24	第1章 第10節	6	(1)	工事の責任者	「各工事の施工業者の社員の中から担当責任者を選任し、監督員と協議のうえ必要な時期に現場に常駐させる。」とありますが、各工種の協力会社の主任技術者と同一と理解してよろしいでしょうか。	各工種の協力会社の主任技術者ではなく、建設企業の社員の中から、土木建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事、プラント機械設備工事、プラント電気設備工事の各工事の担当責任者を選任してください。
22	24	第1章 第11節	6	(2)	電気主任技術者の配置	選任期間は新設建物の受変電設備が設置された後、受電してから引渡しまでの期間、という理解でよろしいでしょうか。	電気事業法第43条の規定及び関係官公署の指導に基づき、必要な時期に選任し、配置してください。
23	25	第1章 第11節	7	(4)	工事条件 建設発生土処分	建設発生土の処分で、「場外処分する場合には、～本市の指示に従うこと」とありますが、残土処分地は事業者が選定してよいでしょうか。	事業者の提案とします。
24	25	第1章 第11節	7	(2)	地中障害物	本事業の敷地内の地中障害物の図面等をご提示お願い致します。「地中障害物の存在が確認された場合は、監督員の承諾を受け建設事業者の負担において適切に処分する。」とありますが、事前に提示頂く図面等により机上で確認できるものは建設事業者の負担で処分し、机上で確認できない地中障害物は、不可抗力のため、協議結果に応じて、工期の延長をお認めいただき、工期延長に伴う追加費用や撤去・処分費用については、貴市にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	敷地内に、水処理センターの管が占用利用している場所があります。資料提示希望の場合には市へご連絡ください。 事業者が契約締結時に利用しうる情報から合理的に予見することができない大規模な地中障害があった場合は、費用負担の所掌を含めて協議に応じますが、原則、工期については延長不可です。
25	25	第1章 第11節	7	(3)	土壌汚染対策	入札説明書の「事業の対象となる業務範囲」土壌汚染状況調査とあります。現時点で土壌汚染状況の詳細がわからなければ、対策費用の積算や工期の算定もできません。調査結果により土壌汚染が認められた場合はご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。また、協議結果に応じて、工期の延長をお認めいただき、工期延長に伴う追加費用や撤去・処分費用に関しては、入札時に事業者がそれらにより発生する費用や工程延長について見込むことが不可能なため、貴市にて契約変更または別途契約にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	土壌汚染状況調査の結果より、土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）において、対策が必要となる汚染が認められた場合、事業者は工期・対策費が総合的に最も合理的な対策を計画のうえ、本市の承諾を得た上で施工して頂く必要があります。 費用・工期への負担については、本計画に基づき、各種の公共積算基準を優先として積算された範囲において、契約変更または別途契約します。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
26	26	第1章 第10節	7	(12)2)	仮設物	資材の仮置スペース、仮設事務所の設置場所及び工事用車両の駐車スペースは、監督員の指示を受けて敷地内に設置する。とありますが、予定している場所および使用可能な面積がありましたら仮設計画の検討のためにご教示をお願いします。	事業者の提案を踏まえ、協議のうえ決定します。
27	26	第1章 第10節	7	(16)	工事に伴う環境調査	工事上の地下水への影響を正確に把握するために地下水等の環境モニタリング等調査を行う。とありますが、既存のモニタリング井戸はあるでしょうか。ご教示をお願いします。	既存のモニタリング井戸はありません。
28	26	第1章 第11節	1	(11)	解体工事	第一保管庫にある既存空き缶圧縮機等設備について移設の必要はなく、撤去のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	26	第1章 第11節	7	(12)	仮設物	仮設事務所、工事用車両駐車スペース及び監督員用現場事務所は敷地内に設置することが困難な場合、隣地の市所有地は借地可能でしょうか。また、来場者対応が可能な会議スペースは既存資源棟の会議室等を借用可能でしょうか。	前段については、市の所有する近隣の土地の借地は不可です。なお、必要な場合は、工事用車両駐車スペースを本敷地外で事業者の負担で確保してください。 後段については、既存資源棟の会議室は市が使用しない範囲において借用可能です。
30	26	第1章 第11節	7	(12)	仮設物	4) 監督員用現場事務所 (60㎡程度) とありますが、確保が困難である場合、面積は事業者の提案とすることをお認め願います。また施工監理業者用の事務所と理解してよろしいでしょうか。	前段については、原案のとおりとします。 後段については、市監督員及び施工監理業者用です。
31	27	第1章 第11節	7	(13)	敷地内の工事用貯留池	敷地内の工事用貯留池とはどのようなものでしょうか。	洗車等によって発生した濁水をそのまま排水しないようにするものです。詳細については、関係法令等を遵守できるように、関係官公署の指導のもと、必要となるものを設けてください。
32	27	第1章 第11節	7	(18)	工事経過の記録	「府中市受注者提出書類基準」、「材料検査実施基準」の提供をお願いします。静止画・動画の用途は市民・見学者への説明用ではなく、編集やナレーションは不要という理解でよろしいでしょうか。	前段については、市のホームページ（受注者提出書類基準（建築工事等））からご確認ください。 後段については、市民・見学者への説明用としても利用できるように編集し、ナレーションも入れる想定としてください。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
33	31	第1章 第14節			引渡し	新施設の引渡し期限が令和10年1月までとありますが、11頁記載の引渡し後に行う「安定稼働試験」とはこの後に実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	34	第2章 第1節	6	(1)	災害を踏まえた施設	「災害時も処理の継続が可能」とありますが、商用電源、水道などのライフラインの断絶がなく、それらの供給が安定でありプラントの稼働が可能な限りにおいて、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、災害後の早期復旧が可能な施設としてください。
35	34	第2章 第1節	6	(5)	災害を踏まえた施設	「災害廃棄物の仮置・分別作業が可能な仮置場」は屋外可という理解でよろしいでしょうか。また跡地整備工事で整備する駐車場などと兼用でもよろしいでしょうか。想定する面積がありましたらご教示お願いします。	前段については、ご理解のとおりです。中段、後段については、事業者の提案とします。
36	36	第2章 第2節	1		処理能力・計画ごみ質	運営期間中のごみ搬入量及や将来的に新たな性状のごみが発生することなど、受託者の起因とならない事象により、要求水準どおりの運転ができなくなった場合に係るリスクは貴市にご負担いただける理解でよろしいでしょうか。	発生原因が不可抗力に該当する場合は不可抗力として取り扱います。
37	40	第2章 第2節	3		表2-6搬入時の貯留方法・貯留容量	備考欄に「小型充電式電池の絶縁処理」とありますが、一般社団法人JBRCが規定する引取り基準に則った処理方法という理解でよろしいでしょうか。	電池の種類に関係なく、プラス極とマイナス極の金属端子部にテープ等を貼って絶縁処理を行い、ドラム缶又はフレコンバックで保管してください。
38	40	第2章 第2節	3		表2-6搬入時の貯留方法・貯留容量	「スプレー缶の穴空け」とありますが、穴明けしたスプレー缶は圧縮機でプレスせず、不適物として搬出する、という理解でよろしいでしょうか。	スプレー缶のみのプレス品の成型を可能としてください。
39	41	第2章 第2節	3		表2-7搬入時の形状・頻度、貯留方法・貯留容量	物質収支により一日当たりの搬出頻度が決定するため、バンカの台数については提案によるものでよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
40	41	第2章 第2節	3		表2-7搬入時の形状・頻度、貯留方法・貯留容量	スチール缶の圧縮プレス品の搬出車両はダンプ車と記載されていますが、荷姿はパレットは使用せず、バラ積みという理解でよろしいでしょうか。80頁の8 圧縮かんストックヤード(7)特記事項1)では「圧縮かんはパレット積みとする」と記載されておりますのでご教示お願い致します。	前段については、パレットを使用せず、圧縮プレス品をダンプ車へ荷積みです。後段については、圧縮かんのパレット積みは不要とします。
41	41	第2章 第2節	3		表2-7搬入時の形状・頻度、貯留方法・貯留容量	搬出車両について「ダンプセミトレーラ(22t)」「トレーラ(20t)」の参考図面をご提示お願いします。	車両メーカーによらず搬出が可能なようにご提案ください。
42	46	第2章 第2節	5	(3)	施設配置・配置動線等	一般持込車の計量器への動線について対面となることもお認め頂くことは可能でしょうか。また既存計量器の改修を行う期間は、敷地内に仮設計量器の設置が必要となる理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご提案いただくことは可能です。後段については、仮設計量器の設置は不要です。
43	47	第2章 第3節		(2)	排水基準	「府中市下水道条例に基づく～放流すること」とありますが、貴市下水道条例第13条3項および貴市下水道条例施行規則第16条によれば、排水量50m ³ /日以下の事業所については、有害物質以外の環境項目について適用除外となっております。排水原水の成分が有害物質についても基準値以内である場合は排水処理設備は設けず直接下水放流とすることでも良い、という理解でよろしいでしょうか。	排水処理設備は設けてください。
44	51	第3章 第1節	1	(1)1)	構造	プラント点検歩廊の床板について、「グレーチング及び必要によりチェッカープレート使用)」とありますが、リサイクル施設では機器廻りの日常清掃を行うことが多く、グレーチングでは床下に清掃したごみの落下が多く発生します。つきましては運用面で使い勝手の良い全面チェッカープレートとすることをお認め頂くことは可能でしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
45	51	第3章 第1節	1	(4)	歩廊・階段・点検床等 特記事項	階段の角度は40度以下とありますが、プラント機械架台・点検歩廊等は45度以下とすることもお認め頂くことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
46	53	第3章 第1節	6	(3)	地震対策	「必要容量の防油堤を設ける」とありますが、消防指導確認で不要との判断であれば、設置しないこともお認め頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
47	54	第3章 第1節	7	(9)	コンベヤ類	「コンベヤの両側に歩廊を設ける」とありますが、急傾斜コンベヤは除くという理解でよろしいでしょうか。	両側歩廊を原則としますが、構造上設置困難な場合は実施設計協議において点検整備が可能な提案を求めます。
48	54	第3章	第1節	7(10)	コンベヤ類	「耐熱ITV」との記載がありますが、ITVカメラを設置する場所は、通常、常温であり、炎検知器等が作動した場合には、自動的に散水し火災を未然に防ぐようシステムを構築しておりますので、高温になる可能性は極めて低いです。また、弊社の同種同規模施設の実績においても、リサイクル施設で設置するITVカメラは全て常温仕様を採用しておりますが、特に支障を来したことはございません。つきましては、常温仕様のITVカメラの採用をお認めいただけますでしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
49	55	第3章 第1節	8	(8)	火災・発煙等対策 発火初期対策	「無人時における火災通知設備を設置」とありますが、通知方法・通知先については提案によるものという理解でよろしいでしょうか。(例：Eメールによる通知等)	通知方法については、事業者の提案とします。通知先については、実施設計時に協議します。
50	56	第3章 第2節	1	(5)2)	ごみ計量器 特記事項	「このデータ処理装置は～同一システム又は～データ転送を行う」とありますが、既存のごみ計量機との連携はなしとすることもお認め願います。(メーカーが違う場合は連携は不可)また運用上問題ないため、計量機のデータ処理装置は中央監視盤のデータ処理装置と独立したものでもよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
51	56	第3章 第2節	1	(5)8)	ごみ計量器 特記事項	「投入扉番号の選定及び案内」とありますが、同一のごみ種でごみピット投入扉が一門しかない場合は車両管制は不要であるため、設置しないことをお認め頂けますでしょうか。プラットホーム内台数制限についてはプラットホーム入口でループコイル・信号を設けて建築設備側で進入台数制限を行う提案もお認め頂けますでしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
52	56	第3章 第2節	2		ごみ計量器(既存計量棟・計量器の改修)	既設の改修が困難である場合は、機器及び計量システムとも更新としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	57	第3章 第2節	2	(5)2)	ごみ計量器(既存計量棟・計量器の改修) 特記事項	「管理棟のデータ処理装置は～代替施設へ移動した際、その場所でも使用可能なこと」とありますが、代替施設使用時は既存計量棟のデータ処理装置のみ運用頂くことをお認め頂けますでしょうか。代替施設が現時点で決定していない限り、代替施設へデータ処理装置を設置する費用を計上することができません。	原案のとおりとします。
54	57	第3章 第2節	2	(5)8)	ごみ計量器(既存計量棟・計量器の改修) 特記事項	「計量に必要な～登録しておくこと」とありますが、登録する車両のデータおよび一覧表はご提供頂くという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	57	第3章 第2節	2	(5)9)	ごみ計量器(既存計量棟・計量器の改修) 特記事項	計量システムのPCをインターネットに接続することは情報セキュリティ上問題があるため、受付システムのPCは貴市から支給頂き、設置するための置台・デスクを用意するもの、という理解でよろしいでしょうか。	計量システムのPCとは別に、市が指定する粗大ごみ受付システムの操作用パソコンを事業者が設けてください。
56	58	第3章 第2節	3	(1)	形式	重量スチールシャッター+シートシャッターとすることもお認め頂くことは可能でしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
57	58	第3章 第2節	3	(4)4)	プラットホーム出入口扉	「一時待機の電子表示を行うこと」との記載がありますが、本電子表示について信号での表示としてもよろしいでしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
58	58	第3章 第2節	4	(6)	ランプウェイ	「ランプウェイの下部スペースを有効活用できるものとする」とありますが、貯留ヤードとした場合、屋外の搬出車両への積込み作業をお認め頂くことは可能でしょうか。	要求水準書(設計・建設業務編)P46で「ごみや搬出物の屋外(ランプウェイ下は除く)での保管、屋外作業は行わないこと。」としておりますが、ランプウェイの下部スペースを貯留ヤードとすることは不可とします。
59	58	第3章 第2節	5	(4)1)	プラットホーム幅員	18m以上とありますが、以降のP.59 9)などでは18m程度となっています。18m程度との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
60	58	第3章 第2節	5	(4)1) (4)2)	プラットフォームの 幅員、高さ	敷地条件(確保できる建築面積、日影・斜線規制による建物高さ)による制限のため、ご指定の寸法が確保できない可能性があります。基本性能を満足する前提で寸法については提案とさせていただきます。また部分的にご指定の寸法を下回る箇所がであることをお認め頂くことは可能でしょうか。	指定の寸法が確保できないことについて証明して頂いたうえで、プラットフォームの幅員、高さの寸法について、事業者の提案を可としますが、可能な限り要求水準に近い寸法としてください。
61	59	第3章 第2節	5	(5)4)	プラットフォーム	燃やさないごみから製品プラスチックを可能な限り受入時で別途回収するためのごみの荷下ろし・展開・分別を考慮したスペースを確保すること。とありますが、燃やさないごみはごみピットへ直接投入する計画ですので、燃やさないごみ手選別コンベヤ上で分別する計画でもよろしいでしょうか。	燃やさないごみ手選別コンベヤ上で製品プラスチックを分別することについてご提案いただくことは可能です。
62	59	第3章 第2節	5	(5)16)	プラットフォーム 特記事項	「プラットフォームに面する建具は、ステンレス製とすること」とありますが、弊社で納入した同種施設で実績があり、性能上問題のないスチール製+SOP仕上げとすることもお認め頂くことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
63	60	第3章 第3節	1	(4)1)	燃やさないごみ投入扉 特記事項	「扉番号表示板、誘導表示灯」とありますが、同一のごみ種でごみピット投入扉が一門しかない場合は車両管制は不要であるため、車両管制設備は設置しないことをお認め頂くことは可能でしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
64	60	第3章 第3節	1	(4)2)	燃やさないごみ投入扉 特記事項	「本扉はクレーン操作室、プラットフォーム監視室からの開閉操作が可能とし、」とありますが、安全上の観点から、投入扉の遠隔からの開閉は除外としてもよろしいでしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
65	61	第3章 第3節	2	(5)13)	燃やさないごみピット 特記事項	「泡消火も可能なよう消火用自動放水銃」とありますが、自動放水銃による消火散水との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	61	第3章 第3節	2	(5)14)	燃やさないごみピット 特記事項	「点検用マンホールは～2個所以上設置」とありますが、ごみピット汚水槽のマンホールとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
67	61	第3章 第3節	2	(5)15)	燃やさないごみ ピット 特記事項	「無人時における火災通知設備を設置」とありますが、通知方法・通知先については提案によるものという理解でよろしいでしょうか。(例：Eメールによる通知等)	通知方法については、事業者の提案とします。通知先については、実施設計時に協議します。
68	61	第3章 第3節	2	(5)16)	燃やさないごみ ピット 特記事項	「前室に消火栓を設置すること」とありますが、前室とはプラットホームとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	62	第3章 第3節	3	(11)7)	燃やさないごみク レーン 特記事項	点検歩廊幅は幅600mm以上とありますが、クレーン構造規格・クレーン等安全規格で規定されている通り、建築柱のある部分は400mm以上で良いという理解でよろしいでしょうか。また両側の点検歩廊の渡りについては、クレーンガーダー上を利用することもお認め頂くことは可能でしょうか。	前段については、関係法令等を遵守できる場合にはご理解のとおりです。 後段については、関係法令等を遵守できる場合には可能です。
70	63	第3章 第3節	3	(11)10)	燃やさないごみク レーン 特記事項	クレーンの停止位置に点検用の照明とありますが、クレーン軌道範囲の高天井照明で照度が十分な場合は不要と考えてよろしいでしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
71	63	第3章 第3節	6		燃やさないごみ破 袋・除袋機	本装置は、収集袋を引裂き、内容物のほぐし・ばらしを行うものである。とあり、袋を取り除く除袋機能の記載はありませんので破袋機との理解でよろしいでしょうか。	本装置は、破袋・除袋機を想定していますが、破袋機でご提案いただくことは可能です。
72	64	第3章 第3節	7	(4)10)	燃やさないごみ手 選別コンベヤ 特記事項	「スポット空調を設けること」とありますが、室内全般空調とすることもお認め頂くことは可能でしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
73	65	第3章 第3節	7	(4)13)	燃やさないごみ手 選別コンベヤ 特記事項	「状況を確認することができる～モニタガイダンス表示」とありますが、パトライトとすることもお認め頂くことは可能でしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
74	70	第3章 第3節	18		粒度選別機	不燃物は埋め立て処理でしょうか。可燃物と一緒に焼却処理であれば、粒度選別機を無くし、破碎鉄・破碎アルミ・破碎残渣の3種類への選別ラインとする提案をお認め頂くことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
75	72	第3章 第3節	22	(2)	鉄貯留バンカ 数量	「1基（内部に二分割式）」とありますが、41頁の表2-7に分割の記載はなく、10t車での搬出に適正な容量とあります。つきましては分割構造とせず、台数に関しては物質収支による搬出頻度を検討した上、必要な数量を提案することはお認め頂けますでしょうか。	原案のとおりとしますが、事業者提案でも同等以上の性能発揮（日中に任意のタイミングで搬出物を搬出できること）が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
76	72	第3章 第3節	22	(4)3)	鉄貯留バンカ ロードセル	貯留量の監視目的のためであれば、レベルセンサーとすることもお認め頂くことは可能でしょうか。10tダンプへの積載に関して、積載物の嵩比重が軽い場合、重量よりも荷台の容積により、搬出量が制限を受けます。このため、重量を監視する意味がなく、貯留容積を監視することが重要となるためです。	原案のとおりとします。
77	72	第3章 第3節	24	(2)	不燃物貯留 バンカ 数量	「1基（内部に二分割式）」とありますが、41頁の表2-7に分割の記載はなく、10t車での搬出に適正な容量とあります。つきましては分割構造とせず、台数に関しては物質収支による搬出頻度を検討した上、必要な数量を提案することはお認め頂けますでしょうか。	原案のとおりとしますが、事業者提案でも同等以上の性能発揮（日中に任意のタイミングで搬出物を搬出できること）が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
78	73	第3章 第3節	24	(4)3)	不燃物貯留 バンカ ロードセル	貯留量の監視目的のためであれば、レベルセンサーとすることもお認め頂くことは可能でしょうか。10tダンプへの積載に関して、積載物の嵩比重が軽い場合、重量よりも荷台の容積により、搬出量が制限を受けます。このため、重量を監視する意味がなく、貯留容積を監視することが重要となるため。	原案のとおりとします。
79	74	第3章 第3節	26	(2)	アルミ貯留 バンカ 数量	「1基（内部に二分割式）」とありますが、41頁の表2-7に分割の記載はなく、10t車での搬出に適正な容量とあります。つきましては分割構造とせず、台数に関しては物質収支による搬出頻度を検討した上、必要な数量を提案することはお認め頂けますでしょうか。	原案のとおりとしますが、事業者提案でも同等以上の性能発揮（日中に任意のタイミングで搬出物を搬出できること）が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
80	75	第3章 第3節	26	(4)3)	アルミ貯留 バンカ ロードセル	貯留量の監視目的のためであれば、レベルセンサーとすることもお認め頂くことは可能でしょうか。10tダンプへの積載に関して、積載物の嵩比重が軽いため、重量よりも荷台の容積により、搬出量が制限を受けます。このため、重量を監視する意味がなく、貯留容積を監視することが重要となるため。	原案のとおりとします。
81	76	第3章 第3節	28	(2)	可燃物貯留 バンカ 数量	「1基（内部に二分割式）」とありますが、41頁の表2-7に分割の記載はなく、10t車で搬出に適正な容量とあります。つきましては分割構造とせず、台数に関しては物質収支による搬出頻度を検討した上、必要な数量を提案することはお認め頂けますでしょうか。	原案のとおりとしますが、事業者提案でも同等以上の性能発揮（日中に任意のタイミングで搬出物を搬出できること）が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
82	76	第3章 第3節	28	(4)3)	可燃物貯留 バンカ ロードセル	貯留量の監視目的のためであれば、レベルセンサーとすることもお認め頂くことは可能でしょうか。10tダンプへの積載に関して、積載物の嵩比重が軽いため、重量よりも荷台の容積により、搬出量が制限を受けます。このため、重量を監視する意味がなく、貯留容積を監視することが重要となるため。	原案のとおりとします。
83	78	第3章 第4節	4	(4)9)	かん手選別 コンベヤ 特記事項	「スポット空調を設けること」とありますが、室内全般空調とすることもお認め願います。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
84	78	第3章 第4節	4	(4)12)	かん手選別 コンベヤ 特記事項	「状況を確認することができる～モニタガイダンス表示」とありますが、パトライトとすることもお認め頂くことは可能でしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
85	79	第3章 第4節	7	(3)3)	かん金属 圧縮機 成形寸法	成型寸法の奥行が「400～500mm」とありますが、サイズは二方締め式圧縮機の能力に見合った寸法を提案することでもよろしいでしょうか。記載された寸法では油圧二方締めではなく、三方締め式圧縮機の寸法とお見受けします。	奥行寸法については、事業者の提案とします。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
86	80	第3章 第4節	8		圧縮かん ストックヤード 特記事項	パレット積みとありますが、41頁表2-7では搬出車両はダンプ車とあります。荷姿はパレット積みではなく、バラ積みではないでしょうか。また荷姿がパレット積みの場合、空パレット保管指定数量をご教示ください。なお空パレットについては引取り業者が持参するという理解でよろしいでしょうか。	荷姿は、パレットを使用せず、圧縮プレス品をダンプ車へ荷積みです。
87	81	第3章 第5節	3		コンテナ 反転装置	びんの割れ防止を考慮した場合、コンテナ反転を行うのではなく、コンテナ荷姿で上階に輸送し、びん自動選別装置は設けず、ローラコンベヤ型式の手選別コンベヤでコンテナからびんを取り出して色別に手選別のみを行う形態のライン構成とすることをお認め頂くことは可能でしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
88	82	第3章 第5節	5		びん自動 選別装置	本装置は機器構成が多大になり、消費電力・ユーティリティーの増大、維持管理負担の増大があることから、本装置の採用を無くし、手選別のみによるライン構成とすることもお認め頂けますでしょうか。また本装置が必須であるとする場合は、全量を分別できるものではありませんが、手選別の補助装置としてのピッキング装置を手選別コンベヤの上流部に設置する案もお認め頂くことは可能でしょうか。	性能保証値を満たす範囲において、びん処理系列の機器構成をご提案いただくことは可能です。
89	82	第3章 第5節	6		びん手選別 コンベヤ	びんの割れ防止を考慮した場合、コンテナ反転を行うのではなく、コンテナ荷姿上で上階に輸送し、ローラコンベヤ型式の手選別コンベヤでコンテナからびんを取り出して色別に手選別のみを行う形態のライン構成とすることもお認め頂くことは可能でしょうか。	性能保証値を満たす範囲において、びん処理系列の機器構成をご提案いただくことは可能です。
90	83	第3章 第5節	6	(4)13)	びん手選別 コンベヤ 特記事項	「スポット空調を設けること」とありますが、室内全般空調とすることをお認め頂くことは可能でしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
91	83	第3章 第5節	6	(4)16)	びん手選別 コンベヤ 特記事項	「状況を確認することができる～モニタガイダンス表示」とありますが、パトライトとすることをお認め頂くことは可能でしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
92	84	第3章 第5節	10		コンテナ 自動洗浄 装置	省スペースを図るため、本装置の設置の可否は提案とすることもお認め頂けますでしょうか。本装置の設置が必須であれば、ライン上ではなく別置きとすることもお認め願います。	本装置は設置してください。設置場所については、実施設計時に協議します。なお、要求水準書(設計・建設業務編)全般において、将来的な人手不足への対応を考慮した処理システムの機械化・先鋭化を期待しており、その点に留意して提案を検討ください。
93	85	第3章 第6節	1	(4)1)	ペットボトル 投入扉 特記事項	「扉番号表示板、誘導表示灯」とありますが、同一のごみ種でごみピット投入扉が一門しかない場合は車両管制は不要であるため、車両管制設備は設置しないことをお認め頂くことは可能でしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
94	86	第3章 第6節	2	(5)13)	ペットボトルピット 特記事項	「泡消火も可能なよう消火用自動放水銃」とありますが、自動放水銃による消火散水との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	86	第3章 第6節	2	(5)14)	ペットボトルピット 特記事項	「点検用マンホールは～2個所以上設置」とありますが、ごみピット汚水槽のマンホールとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	86	第3章 第6節	2	(5)15)	ペットボトルピット 特記事項	「無人時における火災通知設備を設置」とありますが、通知方法・通知先については提案によるものという理解でよろしいでしょうか。(例：Eメールによる通知等)	通知方法については、事業者の提案とします。通知先については、実施設計時に協議します。
97	86	第3章 第6節	2	(5)16)	ペットボトルピット 特記事項	「前室に消火栓を設置すること」とありますが、前室とはプラットホームとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	88	第3章 第6節	3	(11)8)	ペットボトルクレーン 特記事項	点検歩廊幅は幅600mm以上とありますが、クレーン構造規格・クレーン等安全規格で規定されている通り、建築柱のある部分は400mm以上で良いという理解でよろしいでしょうか。また両側の点検歩廊の渡りについては、クレーンガーダー上を利用することもお認め頂くことは可能でしょうか。	前段については、関係法令等を遵守できる場合にはご理解のとおりです。後段については、関係法令等を遵守できる場合には可能です。
99	88	第3章 第6節	3	(11)11)	ペットボトルクレーン 特記事項	クレーンの停止位置に点検用の照明とありますが、クレーン軌道範囲の高天井照明で照度が十分な場合は不要と考えてよろしいでしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
100	89	第3章 第6節	6	(4)9)	ペットボトル 手選別コンベヤ 特記事項	「スポット空調を設けること」とありますが、室内全般空調とすることをお認め頂くことは可能でしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
101	89	第3章 第6節	6	(4)12)	ペットボトル 手選別コンベヤ 特記事項	「状況を確認することができる～モニタガイダンス表示」とありますが、パトライトとすることをお認め頂くことは可能でしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
102	89	第3章 第6節	7	(4)1)	ペットボトル 圧縮梱包機 成型品寸法	成形品寸法が600mm×400mm×300mmと指定がありますが、(財)日本容器包装リサイクル協会が規定する他のサイズ(1m×1m×1m、0.6m×0.6m×0.4m)の採用もお認め頂けますでしょうか。成形品のサイズが小さい場合は機器設置の台数も多くなるため省スペースの観点から成形品のサイズは大きくする方が良く考えます。	成形品の寸法についてご提案いただくことは可能です。
103	91	第3章 第7節	1	(4)1)	プラスチック 投入扉 特記事項	「扉番号表示板、誘導表示灯」とありますが、同一のごみ種でごみピット投入扉が一門しかない場合は車両管制は不要であるため、車両管制設備は設置しないことをお認め頂くことは可能でしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
104	92	第3章 第7節	2	(5)14)	プラスチックピット 特記事項	「点検用マンホールは～2個所以上設置」とありますが、ごみピット汚水槽のマンホールとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	92	第3章 第7節	2	(5)15)	プラスチックピット 特記事項	「無人時における火災通知設備を設置」とありますが、通知方法・通知先については提案によるものという理解でよろしいでしょうか。(例：Eメールによる通知等)	通知方法については、事業者の提案とします。通知先については、実施設計時に協議します。
106	92	第3章 第7節	2	(5)16)	プラスチックピット 特記事項	「前室に消火栓を設置すること」とありますが、前室とはプラットホームとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
107	94	第3章 第7節	3	(11)8)	プラスチッククレーン 特記事項	点検歩廊幅は幅600mm以上とありますが、クレーン構造規格・クレーン等安全規格で規定されている通り、建築柱のある部分は400mm以上で良いという理解でよろしいでしょうか。また両側の点検歩廊の渡りについては、クレーンガーダー上を利用することもお認め頂くことは可能でしょうか。	前段については、関係法令等を遵守できる場合にはご理解のとおりです。 後段については、関係法令等を遵守できる場合には可能です。
108	94	第3章 第7節	3	(11)11)	プラスチッククレーン 特記事項	クレーンの停止位置に点検用の照明とありますが、クレーン軌道範囲の高天井照明で照度が十分な場合は不要と考えてよろしいでしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
109	95	第3章 第7節	7	(1)	プラスチック破袋物搬送コンベヤ	エプロンコンベヤの指定がありますが、ベルトコンベヤでも強度等に問題はありませんので、電動機容量低減のためにベルトコンベヤでもよろしいでしょうか。	プラスチック破袋物搬送コンベヤのベルト材質についてご提案いただくことは可能です。ただし、ベルトについては、リチウムイオン電池等を由来とする火災に備え、難燃性のものとしてください。
110	96	第3章 第7節	9	(4)9)	ペットボトル手選別コンベヤ 特記事項	「スポット空調を設けること」とありますが、室内全般空調とすることをお認め頂くことは可能でしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
111	96	第3章 第7節	9	(4)13)	プラスチック手選別コンベヤ	「アナウンス及び室内モニタガイダンス表示を行うこと。」との記載について、電子ブザーによるアナウンス及び、状態表示を行うための積層型表示灯により表示することで計画しておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。想定されている方法がありましたら、ご教示をお願いします。	ご提案の電子ブザーによるアナウンス及び、状態表示を行うための積層型表示灯は要求水準を満たす一つの方法と考えられますが、詳細は実施設計時の協議により判断します。
112	96	第3章 第7節	9	(4)14)	プラスチック手選別コンベヤ 特記仕様	「容器包装プラスチック及び製品プラスチックを別々に搬出できるものとする」とありますが、製品プラスチックは減容圧縮はせず、コンテナもしくはバンカ貯留とする理解でよろしいでしょうか。製品プラスチックは容器包装プラスチックと違い、軟質フィルム系ではなく、硬質系であるため、圧縮性・反発性が乏しく、圧縮梱包に適しておりません。このため、別途搬出する場合は圧縮等の処理は行わずそのままの状態、貯留・搬出する、という理解でよろしいでしょうか。尚、一定の割合で混合圧縮することでもよろしいでしょうか。	製品プラスチックは、容器包装プラスチックとの混合圧縮と別々での搬出の両方に対応して頂く必要があります。別々で搬出する場合の製品プラスチックの貯留・搬出方法は、ご理解のとおりです。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
113	96	第3章 第7節	9	(4)15)	プラスチック 手選別 コンベヤ 特記仕様	「選別支援機器の導入を検討すること」とありますが、手選別コンベヤの前段に重量プラスチックと軽量プラスチックを比重差選別する装置を設けることで不適物の発見をしやすくする、という理解でよろしいでしょうか。	施設の先鋭化を意図した記載であり、その点に留意した提案を期待しています。
114	96	第3章 第7節	10		プラスチック 圧縮梱包機	本機器はプラスチックの中から製品プラスチックを除き、容器包装プラスチックのみを圧縮梱包する性能を有するもの、という理解でよろしいでしょうか。	本機器は、容器包装プラスチックと製品プラスチックの混合物を圧縮梱包する性能を有するものです。
115	97	第3章 第7節	10	(6)5)	プラスチック 圧縮梱包機 特記事項	「一時貯留(パレット積み)」とありますが、1m角サイズのベールであることから、貯留及び搬出荷姿ともパレットは不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	97	第3章 第7節	10	(6)7)	プラスチック圧縮 梱包機	製品プラスチックについては、容器包装プラスチックとは別々に搬出する場合があることを考慮し、別途選別・搬送・貯留・搬出できるものとする。とありますが、圧縮梱包の記載がなく、製品プラスチック単独では圧縮、梱包が困難なためコンテナ貯留等により搬出するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	98	第3章 第8節	2		ふとん破砕機	本機器は布団の処理をする以外に、ラインの有効活用を行うため、金物等を除去した木製家具など、可燃性粗大ごみ全般の処理を兼用することもお認め頂くことは可能でしょうか。	要求水準書(設計・建設業務編)P36に示す処理能力のふとん破砕機について、運用上、可燃性粗大ごみ全般の処理に兼用することについてご提案いただくことは可能です。
118	100	第3章 第9節	2	(3)	排気集じん 脱臭設備 送風機	送風機とありますが、排風機の誤りという理解でよろしいでしょうか。また3)⑦に風量制御方式がインバータ制御とありますが、送風機の回転数を下げると静圧も低下してしまうため、手動ダンパ制御により風量のみを調整する方式としてもよろしいでしょうか。静圧が低下すると破砕機集じんダクトの詰まりトラブルの発生が懸念されます。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
119	101	第3章 第10節	2	(1)	給水設備 設計基準	「ミニマムフローを設ける」とありますが、圧力制御式給水ユニットを採用し、圧力検知による自動発停とすることもお認め願います。	圧力制御式給水ユニットをご提案いただくことは可能です。
120	101	第3章 第10節	2	(1)	給水設備	「温度は中央操作室にて指示、管理、記録…」との記載がありますが、弊社の同種同規模施設の実績からも、給水設備で温度検知を実施しているリサイクル施設はなく、特に支障もございませんので、温度については除外いただけないでしょうか。	実施設計時に協議します。
121	101	第3章 第10節	2	(5)	給水設備 設計基準	「料金積算用計量装置はセキュリティ範囲外設置とする」とありますが、水道局貸与のメーターを宅外に本工事で設置するという理解でよろしいでしょうか。	料金積算用計量装置は本施設内に設置としますが、その位置については、協議の上、東京都水道局の管理に支障がない位置としてください。
122	101	第3章 第11節	2		排水処理装置	「既存除害施設の原水の測定を行い、必要な処理設備を提案すること」とありますが、排水原水の各成分がいずれも基準値以内である場合は排水処理設備は設けず直接下水放流とすることでも良い、という理解でよろしいでしょうか。ちなみに貴市下水道条例第13条3項および貴市下水道条例施行規則第16条によれば、排水量50m ³ /日以下の事業所については、有害物質以外の環境項目について適用除外となっております。	排水処理設備は設けてください。
123	102	第3章 第12節	3	(2)1)	配管材料 屋内配管	屋内配管について、「ケーブルダクト(高耐食性めっき鋼板)、ケーブルラック(アルミ製)」とありますが、ケーブルダクトはSS製(塗装品)、ケーブルラックはメラミン焼付塗装もしくは粉体塗装等の標準品の提案をお認めいただけますでしょうか。弊社納入の同種同規模のリサイクル施設において、ご提案の材料を使用しておりますが、特にトラブル等発生しておりません。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
124	104	第3章 第12節	5	(4)5)	高圧配電盤	『遮断機の開閉は電気室及び中央操作室からの操作が可能とする。』との記載がありますが、安全上の観点から、中央操作室からの操作は除外としてもよろしいでしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
125	105	第3章 第12節	7		電力監視設備	初期費用、維持管理費用削減、コンパクト化のため、本設備の機能をオペレータコンソールへもたせ、本設備は除外としてもよろしいでしょうか。	電力監視設備機能をオペレータコンソールへ組込むことをご提案いただくことは可能です。
126	108	第3章 第12節	12		無停電電源装置	初期費用、維持管理費用削減のため、(1)項の直流電源装置をとりやめ、無停電電源装置を汎用ミニUPSへ変更することをお認めいただけないでしょうか。(汎用ミニUPSにより交流電源で停電補償することをお認めいただけますでしょうか。)	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
127	110	第3章 第13節	1	(3)	計画概要	『主要(重要)部分は、2重化システムとし、』との記載がありますが、主要部分とはオペレータコンソールのハードディスクのことで、2重化とはハードディスクの二重化との考えでよろしいでしょうか。	ハードディスクの二重化のみではありません。データ処理装置、オペレータコンソール、各プロセスコントロールステーション、各シーケンス制御盤、各動力制御盤などがデータベース含めて二重化され、単純なハードワイヤの断線程度では容易にダウンしないようなシステムのことです。
128	110	第3章 第13節	1	(7)	計画概要	「電気もしくは圧縮空気…」との記載がありますが、リサイクル施設ではエアダンパ等のエアにより作動させる機器はございません。つきましては、本記載の“圧縮空気”については、除外としてもよろしいでしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
129	111	第3章 第13節	3	(1)	一般計装 センサー	プラント設備運転上で関係のある項目のみ考慮する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細は実施設計時に協議します。
130	117	第3章 第14節	4	(1)3 ④	説明用映写設備	「無線式」とありますが、有線式もお認め頂くことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
131	117	第3章 第14節	4	(3)	説明用 パンフレット	子供用は日本語表記のみ、という理解でよろしいでしょうか。また視覚障がい者用の部数に規定がありませんが、一般用と兼用という理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、一般用と視覚障がい者用の兼用は不可です。視覚障がい者用の部数は200部とします。
132	118	第3章 第14節	6		重機	運営管理の観点で使い勝手や機能を考慮して準備調達ができるよう、管理運営企業が重機を調達することをお認めいただけますでしょうか。	原案のとおりとします。DBO事業であることから設計協議時から管理運営時の使い勝手や機能性を意識した施設設計及び重機等の調達について管理運営企業と十分に協議・調整を行って下さい。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
133	119	第4章 第1節	1	(1)3)	洗車場	想定する洗車場の仕様(屋根の有無など)や同時使用台数をご教示お願いします。	要求水準書(設計・建設業務編)P149 第6章跡地整備工事 2 駐車場で要求している公用車専用の屋根付き駐車場に、公用車1台分が洗浄可能な洗車場を設けてください。詳細は実施設計時に協議します。
134	120	第4章 第2節	1	(2) (3)	浸水対策	「3.0mまで浸水が想定される」とありますが、基準レベル(±0m)の位置をご教示お願いします。	現在の本施設の地面が基準レベルです。
135	121	第4章 第2節	2	(2)2)	構内排水設備	場内雨水は、地中浸透を基本とすること。と記載がございますが対策降雨強度は65mm/hで計画してよろしいでしょうか。	実施設計時に協議します。
136	121	第4章 第2節	2	(2)5)	構内排水設備	「貯留施設等の防災に寄与する設備とする。」とは具体的にどのような設備かご教示お願い致します。	内水氾濫対策に寄与する設備を想定しています。
137	121	第4章 第2節	2	(5)2)	門扉	「夜間や休日等における人が不在時の閉門自動化」とありますが、人災事故の可能性もあるため、手動操作のみとすることをお認め頂くことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。人災事故を予防する機能及び運用ルールを検討して下さい。
138	125	第4章 第3節	1	(2)2)① j)	平面計画	「プラットホームに面する建具は、ステンレス製とすること」とありますが、弊社で納入した同種施設で実績があり、性能上問題のないスチール製+SOP仕上げとすることもお認め頂くことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
139	125	第4章 第3節	1	(2)2)② j)	平面計画	「点検用マンホールは～2個所以上設置」とありますが、ごみピット汚水槽のマンホールとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	127	第4章 第3節	1	(2)6)	平面計画	「作業員関係諸室(保守点検業務従事者用)」とありますが、運転員関係諸室の事務室と兼用としてもよろしいでしょうか。	作業員関係諸室(保守点検業務従事者用)と運転員関係諸室の事務室を兼用とすることについてご提案いただくことは可能です。
141	127	第4章 第3節	1	(2)7)⑥	その他	「地下階への階段は、複数設置し二方向避難とすること。」とありますが、コンベヤピットなど狭隘なスペースの場合は適用除外するという理解でよろしいでしょうか。	建築基準法及び関係法令等を遵守できることを前提として、実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
142	131	第4章 第3節	3	(1)7)	仕上計画 外部仕上げ	屋外に設ける金属金物類は、ステンレス製とすること。とあるが仕様部位によりアルミ製とすることが可能でしょうか。	原案のとおりとします。
143	135	第4章 第4節	3	(1)	給排水・衛生設備	4) 「迂回のできない日常動線部分には埋設配管は行わないこと。」と記載がありますが、具体的にどのような場所となりますでしょうか。	埋設配管の修繕等が必要となった場合に、その作業のために、ごみ処理が停止することを回避する意図の記載です。 具体的には、搬入・搬出車両動線上、その他ごみ処理作業における日常的な動線部分を想定しています。
144	136	第4章 第4節	3	(2)1)③	給水設備	「予備電源を用いた加圧給水方式」とありますが、ポンプ2台で並列交互運転行うという理解でよろしいでしょうか。	加圧給水方式におけるポンプ台数及び運転方法については、ご提案ください。なお、予備電源とは、非常用発電機の負荷という意味です。
145	136	第4章 第4節	3	(2)1)③	給水設備	再利用水断水時には、上水系統からのバックアップを行うこと。とありますが、②プラットホーム洗浄水は、雨水を使用可能とすること。とありますので、再利用水とは雨水との理解でよろしいでしょうか。排水を再利用水とするまでの排水処理設備は予定しておりません。	ご理解のとおりです。
146	136	第4章 第4節	3	(3)9)	衛生器具設備	洗濯室は一般作業衣用と重作業衣用を設けること。とありますが、限られたスペースしかありませんので、洗濯機を用途区分することによろしいでしょうか。	洗濯機を用途区分することについてご提案いただくことは可能です。
147	137	第4章 第4節	3	(4)	消火設備	2) 不活性ガス消火設備の設置についてですが消防法規上で不要となった場合も自主設置にて計画するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	138	第4章 第4節	3	3(5)2) ⑥	給湯設備	浴室とありますが、シャワー室とすることもお認め頂くことは可能でしょうか。	浴室はシャワー室としてください。浴槽は不要です。
149	139	第4章 第5節		-	-	ケーブルラック、集合配管、盤等を耐震クラスSとすると記載がありますが、ケーブルラック、集合配管については建物内全体になり計画・施工が困難となります。電気室内・EPS内等の範囲を限定して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
150	139	第4章 第5節	1	(2)	動力設備工事	室内防湿エリア、防錆エリア、プラットホームの盤材質、屋外の盤材質は、原則ステンレス製と記載がありますが、メーカー標準品の屋外仕様としてよろしいでしょうか。 また、盤の架台については溶融亜鉛メッキ製としてよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
151	141	第4章 第5節	3	(4)	構内通信網設備	4) 本庁への内線通話に対応したシステムと記載がありますが、本庁で使用されている既設システムのメーカー・専門業者についてご教示お願いします。	「4) 本庁への内線通話に対応したシステム」は、「管理棟との内線通話に対応したシステム」としてください。
152	143	第5章 第1節	2		解体施設概要、表5-3除害施設	除害施設への流入管、電源ケーブル等の詳細ルートが分かる資料の提供をお願いします。	要求水準書(設計・建設業務編)別添資料に示す資料以外で、除害施設への流入管、電源ケーブル等詳細ルートが分かる図面等はありません。事業者が契約締結時に利用する情報から事業費を想定してください。
153	144	第5章 第1節	3	(1)	作業日及び作業時間	「作業時間は、原則として午前9時から午後5時までとする(準備片付け除く)」と記載がありますが、P27工事条件(15)では、午前8時から午後5時までとなっております。午前8時からを正と考えてよろしいでしょうか。	原案のとおり、解体工事の作業時間は、原則として午前9時から午後5時までとします。
154	148	第5章 第2節	4	(11) (12)	廃棄物の保管方法及び処理処分方法	PCB含有廃棄物及びフロン含有廃棄物については、法令に基づき工事発注者である貴市にて該当品を特定頂き明細をお示し願います。	PCB含有廃棄物はありません。フロン含有廃棄物については、資料の提供希望の場合には市へご連絡ください。
155	149	第6章	3	(1)	仮置場	「災害発生時等の非常事態に必要な仮置場を計画する」とありますが、想定される必要面積をご教示をお願いします。	事業者の提案とします。
156	150	第7章 第1節	2	(2)	移転後の減容機室活用	減容機室にあるペットボトル減容機ラインは移設は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	152	第7章 第3節	3	(5)	備品類	備品類に関しては、更新を原則とする。とありますが、本工事で納入すべき種類・仕様・数量の想定があれば提示をお願いします。	種類・仕様・数量については基本設計時に整理します。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
158	154	第7章 第4節	1	(2)	基本方針	「本改修に伴う荷重の増減に関しては、構造設計資格者による照査を行った上で」とありますが、提示頂く既設構造計算書に記載されている荷重と本改修による荷重の増減に対して照査を行う理解でよろしいでしょうか。	既設構造計算書が不明の為、既存構造図等を参照し、荷重の増減に対して照査を行う理解でよいです。
159	154	第7章 第4節	2		職員及び見学者関係諸室	「浴室」とありますが、シャワー室とすることをお認め頂くことは可能でしょうか。	浴室はシャワー室としてください。浴槽は不要です。
160	155	第7章 第4節	2		職員及び見学者関係諸室	市民工房はリフォーム工房と兼用とする提案をお認め頂くことは可能でしょうか。	各諸室の規模を確保の上、基本設計時に協議します。
161	156	第7章 第5節	1	(4)	改修・仕上計画	添付資料以外のアスベスト調査資料をご提示願います。アスベスト含有の有無(レベルにより解体工法が異なる)や、調査結果に応じて工法、数量が決定するものは、協議していただけるものと理解してよろしいでしょうか。また、調査前の段階で数量を見込むことが困難なため、協議結果に応じて、工期の延長をお認めいただき、工期延長に伴う追加費用や撤去・処分費用については、貴市にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	アスベスト調査は行っておりません。必要な場合は、基本設計時に調査を行ってください。また、原則、工期の延長及び追加費用や撤去・処分費用を市が負担することは不可とします。
162	172				要求水準書(設計・建設業務編) 別添資料一覧	「別添9. 既存施設ボーリング調査結果」において、以下に記載の巻末資料をご提示頂けますでしょうか。 巻末資料 1. ボーリング柱状図 2. 地質断面図 3. 室内土質試験結果 4. 土性図 5. 液状化検討資料 6. 調査記録写真 7. 参考資料 8. 打合せ記録簿	「別添9. 既存施設ボーリング調査結果」巻末資料1～6を提示します。

要求水準書(管理運営)

■要求水準書(管理運営業務編)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	2	第1章 第2節	4		業務内容	SPCから、運営・維持管理を受託するにあたり、運営・維持管理企業から、協力会社などへ、業務の一部(特殊な業務や専門性の高い業務)を再委託することについて、お認めいただけますでしょうか。	SPCから、運営・維持管理を受託するにあたり、運営・維持管理企業から、協力企業などへ、業務の一部(特殊な業務や専門性の高い業務)を再委託することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他法令に反さない限りにおいて市の事前の承諾を得たうえで可とします。管理運営委託契約第8条に基づき再委託を行ってください。
2	3	第1章 第3節	6		一般廃棄物処理計画	「本市が毎年度定める『一般廃棄物処理実施計画』を遵守すること」とありますが、実施計画の変更により業務内容が変更及び追加となった場合、かかる費用は貴市所掌との理解でよろしいでしょうか。	管理運営委託契約第31条に基づき対応します。
3	4	第1章 第3節	8	(1)	実施状況のモニタリング	「極力、本市がリアルタイムで確認」とありますが、日報及び月報の提出をもってご確認いただくことを想定しておりますが、よろしいでしょうか。	日報及び月報では、本規定の「極力、本市がリアルタイムで確認」を満たしません。
4	5	第1章 第3節	13	(3)	警備・防犯	「本施設の警備のため定期的な巡回を実施し」とありますが、巡回は施設操業中のみとの認識でよろしいでしょうか。	「本施設の警備のため定期的な巡回を実施し」についてはご理解のとおりですが、夜間や年末年始等、本施設において職員が不在となる期間の警備・防犯体制も整備してください。
5	7	第1章 第3節	17	(1) (2)	地元雇用・地域貢献	「地域への協力や貢献に努めること」とありますが、具体的な協力内容等がございましたらご教示をお願いします。	事業者にてご提案ください。
6	8	第1章 第3節	22	(2)	保険	火災保険については昨今の台風等の災害の影響により、料率が上がっており、今後の予測が極めて困難な状況です。つきましては、保険については実績ベースでの精算としてご検討いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。

要求水準書(管理運営)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
7	12	第1章 第4節	5	(3)	その他	運営終了時における廃棄物・排水等の原則処理について、事業期間終了時においても残置物が発生します。運転計画に基づき、残留する分について事業者側の責とならないとの理解でよろしいでしょうか。例えば、事業期間最終日に搬入される廃棄物のうち、処理できなかった廃棄物の処理・処分等は事業者の責とならないと考えてよろしいでしょうか。	原案のとおりとしますが詳細については管理運営準備期間に協議します。
8	13	第2章	2	(2)	有資格者の配置	電気主任技術者の配置について、管轄の電気保安協会等へ外部委託（非常駐・兼任）することをお認めいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	14	第3章	1	(5)	受付管理	「本市が定める方法で本市に代わり収納すること。」とありますが、収納手段は現金のみと考えてよろしいでしょうか。現金以外（電子決済等）を行う場合、係る手数料は貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。	現段階では収納手段が現金のみとは言えません。原案のとおり、本市の指定する方法で収納して頂くことは事業者の業務範囲であり、一切の費用は事業者負担です。
10	14	第3章	1	(6)	受付管理	「収納した料金を、本市が定める方法によって本市に引き渡すこと。」ありますが、具体的な引渡し方法をご教示お願いします。	現段階では特定の収納手段を確約できません。
11	14	第3章	1	(7)	受付管理	市民からの粗大ごみの搬入に関する問合せへの対応を行うこと、とありますが、現状のお問い合わせの件数および体制をご教示お願いします。	原則、コールセンターにおいて問合せ対応を行っていますが、本施設に粗大ごみを直接搬入される方からの問合せ対応を行ってください。現在、直接搬入は平日が一日最大120件、土曜日が200件で、その時の直接搬入した市民からの問合せ対応を想定しています。また、直接搬入業務については品目制であることから、平日は4人、土曜日は15人で対応しています。 なお、直接搬入については重量制への変更を予定しています。

要求水準書(管理運営)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
12	14	第3章	1	(8)	受付管理	貴市の指定する粗大ごみ搬入予約システムを使用して受付管理を行うこと、とありますが、現状のシステム仕様等についてご教示をお願いします。	インターネットの閲覧が可能なパソコンとしてください。 参考として現状の仕様は以下のとおりですが、令和7年度よりシステムが変更となります。 現在の仕様：OS Windows10Pro
13	14	第3章	3	(3)	受付時間	受付時間外であっても、市が指示する日および時間について受付管理を行う、とありますが、上限時間をお決め頂く事は可能でしょうか。	具体的な日時を特定できないイレギュラーな対応を想定したものであり、上限時間を確約することはできません。
14	15	第3章	3		表2 本施設の受付時間	1月の最初の土日が三が日であっても、受付とすることによろしいでしょうか。	1月の最初の土日が三が日の場合、三が日は休場とし、その次の土日が受付となります。ただし、その年の暦に合わせて毎年指示します。
15	17	第4章 第1節	2	(8)	処理能力	小型充電式電池について絶縁処理を行うこととありますが、絶縁処理し、出荷した実績についてご教示ください。また、電気シェーバーやリチウムイオン電池など、端子絶縁が困難なものの処理・搬出方法についてご教示をお願いします。	前段については、年間の出荷実績は約35トンです。 後段については、絶縁が困難なものについては、何も処理せずに、絶縁処理したものと併せて搬出しています。
16	17	第4章 第1節	6		運転時間	ごみの搬入や貯留状況によって、ごみの受入を円滑に行うことを目的とし、5時間/日を超えての運転を行う必要が生じる機会が予想されます。かかる機会の際の運転時間の延長についてはお認めいただけると認識してよろしいでしょうか。	管理運営準備期間に協議します。
17	17	第4章 第1節	7	(1)	重機類・車両等の仕様	重機類・車両等をSPCが用意する、とありますが、リース契約等も鑑み、SPCの構成員または委託先が車両を手配することもお認めいただけますでしょうか。	手配の手段は事業者提案に委ねますが、管理運営委託契約は本市とSPCとの契約である点をご留意ください。
18	17	第4章 第3節		(2)	搬入管理	「搬入禁止物を持ち込んだ搬入者に対して、確認のうえ本市が定める対処方針に従い搬入可否の対応を行うこと。」とありますが、搬入者がこれに応じていただけない場合等の場合は必要に応じて貴市職員からもご指導いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(管理運営)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
19	17	第4章 第3節		(4)	搬入管理	ごみ荷下ろし時の指示説明は運転員が行いますが、トラブル防止のため、荷下ろしは原則持込者本人にご実施いただくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	17	第4章 第4節		(1)	適正運転	適切な運転である事を確認する自主検査の頻度は、年に1回程度と考えてよろしいでしょうか。	自主検査の方法、内容、頻度については事業者が提案することを可としますが、要求水準書(管理運営業務編)P4「8 実施状況のモニタリング」で規定のとおり、月1回のモニタリング会議において履行状況が確認できるよう日常においても自らモニタリングを実施し、常に本業務の適切な履行を確保してください。
21	17	第4章 第4節		(1)	適正運転	「本業務開始後に法令等により搬入基準が変更となり～」とありますが、変更により運営費用に増減が発生する場合、係る費用は貴市ご負担という理解でよろしいでしょうか。	管理運営委託契約第31条に基づき対応します。なお、法令変更により運営費用の減少が生じた場合には、協議にてサービス対価の取り扱いを決定するものとします。管理運営委託仮契約書において、「法令変更により事業者がより低い費用負担でもって業務の実施が可能になった場合には、市は事業者と協議のうえ、委託料を減じるよう求めることができる」旨の規定を追記します。
22	18	第4章 第4節		(5)	適正運転	「産業廃棄物の廃プラスチック類」の処理、とありますが、本施設は上記ごみを対象とした施設の設置許可をされるとの理解でよろしいでしょうか。	一般廃棄物処理施設として設置の届出を行います。産業廃棄物の廃プラスチック類をペール化する場合は、府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第26条の規定に基づき行います。
23	18	第4章 第4節		(6)	適正運転	「排出物が上記の関係法令を満たさない場合必要な処置を行うこと。なお、当該費用はSPCの負担とする」とありますが、SPCで負担すべきは改善に伴う費用であって、再検査までの排出物に対する費用変更や処分費については貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。	改善に伴う費用のみではなく、再検査までの排出物に対する費用変更や処分費も事業者負担です。

要求水準書(管理運営)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
24	19	第4章 第6節		(7)	運転計画の作成	「繁忙期等、本市が指示した時期や期間に関する運転計画を作成すること。」とありますが、繁忙期及び貴市が指示する可能性がある時期をご教示ください。	管理運営準備期間に協議します。
25	24	第6章 第1節	2		環境保全計画	事業者の責に起因しない事由で、環境保全基準の測定項目や方法等が変更となった場合は設計変更として発注者をご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	管理運営委託契約第31条に基づき対応します。
26	25	第7章	1		ユーティリティ	業務に必要な水道及び電気については、御支給いただける認識でよろしいでしょうか。また、その他の用役費（PPバンド、フィルム、重機燃料等）で事業者が負担すべきものがあればご教示お願いいたします。変動費として取り扱う品目についてもご教示お願いします。	本施設の運営に必要な一切のユーティリティ費用は事業者負担です。 品目の内容に応じて変動費となるものを事業者の判断で変動費に含めてください。
27	26	第8章	1	(4)	資源化業務の条件	「資源化先と本市における取引事務に必要なとなる手続き等の支援を行うこと」とありますが、支援の範囲は資源化先の探索と貴市への報告（紹介）程度と考えればよろしいでしょうか。	探索と報告以外を妨げるものではありません。様式集（第12-4号様式）でご提案ください。
28	30	第10章 第2節	3		見学者対応	見学者対応について、想定されている年間見学回数、一回あたりの見学人数、対象者（自治体、学校、一般）等をご教示ください。	年間見学回数30回程度、一回あたりの見学人数は学校見学の場合が最大で180人程度で、何グループかに分けて対応しています。 対象は自治体、学校、自治会・市民グループ、一般市民等です。

様式集

■様式集に対する質問への回答

No.	頁	様式番号	大項目	中項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1		第13-1-4号様式			SPCの長期収支計画表	「第13-1-4号様式 SPCの長期収支計画表」について、SPCの清算は事業終了年度の翌年度に発生するため、AH列に清算年度である令和29年度を追加してもよろしいでしょうか。	精算年度を追加することは可とします。ただし、市から事業者へ支払う対価のキャッシュ収支は市からの支払いまでの期間のズレを考慮せず、事業を実施した年度に計上してください。
2		第13-1-4号様式			SPCの長期収支計画表	「第13-1-4号様式 SPCの長期収支計画表」について、EIRRの枠が毎年設けられておりますが、計算値は事業全体のEIRRを合計欄（AH列65行目）に記載する対応でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3					記載要領	提案書の提案記入枠は必要に応じて調整しても構いませんでしょうか。	構いません。
4					記載要領	使用ソフト（WORDやEXCEL）のバージョンの制限はありますでしょうか。	ありません。
5					記載要領	通し番号の付け方は、第12号～第13号様式続けての通し番号という理解でよいでしょうか。それとも様式12、13それぞれでの通し番号でしょうか。	第12号～第13号様式続けての通し番号です。
6					記載要領	提案書の補足説明するため添付資料を提案書と併せて提出してもよろしいでしょうか。また、その体裁については事業者提案としてもよろしいでしょうか。	各様式で指定の無い書類の添付は認めません。
7					記載要領	「①提案書は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ11ポイントにて作成してください。」とありますが、本文の文字サイズが11ポイント以上であれば問題ないという理解でよいでしょうか。	本文が図表以外の文章のことであれば、ご理解のとおりです。
8					記載要領	設計・建設業務、管理運營業務提案書（第12号様式）と事業計画提案書（第13号様式）はそれぞれ別々に正本1部、副本19部（第12号様式と第13号様式併せて40部）を提出か、第12号様式と第13号様式を1冊にまとめて製本し、正本1部、副本19部（第12号様式と第13号様式併せて20部）を提出するのをご教示お願い致します。	第12号様式と第13号様式を1冊にまとめて製本し、正本1部、副本19部（第12号様式と第13号様式併せて20部）を提出してください。

基本仮契約書(案)

■基本仮契約書(案)に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
1	6	第6条	10		SPCの管理運営	「監査報告書を、その確定後1ヶ月以内に甲に提出するものとする」とありますが、この監査報告書は独立監査人の監査報告書ではなく、設置が求められている監査役の監査報告書を指すとの理解でよろしいでしょうか。また「確定後」とは株主総会での承認を受けたものとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、独立監査人又は監査役の監査報告書を指しています。 後段については、ご理解のとおりです。
2	10	第14条	7		契約の終了	本項記載の「…第2項乃至第6項…」は誤記で、正しくは「第3項乃至第6項」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、基本仮契約書において、第14条第7項「第2項乃至第6項」を「第3項乃至第6項」と修正いたします。

建設工事請負仮契約書(案)

■建設工事請負仮契約書(案)に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
1	1	第1条	13		総則	本項に「乙は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、設計若しくは工事の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかつた旨を主張することはできない。」とございますが、例えば、地中障害物、土壌汚染、軟弱地盤その他入札資料等から予見できない用地の瑕疵や既存施設の不備に関するものは、貴市の所掌と考えてよろしいでしょうか。	事業者が契約締結時に利用しうる情報から合理的に予見することができない用地の瑕疵や既存施設の不備が認められた場合は、市及び事業者間で協議を行います。 また、事業者が契約締結時に利用しうる情報から合理的に予見できない用地の瑕疵や既存施設の不備により、客観的に工事の施工ができない場合、市は第20条に基づき工事の中止等の対応を行います。
2	1	第2条	2		関係工事の調整その他の協力	工期中に既存施設でゴミ処理が継続されることについては、乙も甲の調整に従った合理的な協力をいたしますが、既存施設のごみ処理業務は甲が委託する業者が行うものであり乙にはコントロールができないことから、甲も甲からの業務受託者に、乙の行う工事に関して調整に基づいて協力をさせると理解してよろしいでしょうか？	市は、市からの業務受託者に対して、可能な限り本事業で実施する工事との調整を行います。しかし、市からの業務受託者及び事業者間での要望の調整が行えない場合には、甲からの業務受託者からの要望を優先する点についてご理解ください。
3	2	第2条	5		関係工事の調整その他の協力	「乙は、この契約に基づき工事目的物の引渡しの完了後においても、甲の要請に従い、本事業後に予定されている事業につき乙の費用と責任で協力し、甲を支援しなければならない。」とございます。ここで示す「本事業」とは、設計建設事業のみと考えてもよろしいでしょうか。またその場合、その責任は第41条及び第54条の契約不適合責任の範囲と期間と同じと考えてよろしいでしょうか。もし、「本事業」が運営期間も含む場合は、別途管理運営業務契約に定められる事業者の責任の範囲との理解でよろしいでしょうか。	前段については、「本事業後に予定されている事業」とは運営事業を指すため、運営期間も支援義務の範囲に含まれます。 後段については、運営業務の履行責任は運営事業者が負担するため、施設の基本性能が発揮されていない場合の責任は運営事業者が負担します。ただし、契約不適合責任が認められる場合や、管理運営委託契約第2条第2項に規定される運営事業者と建設事業者間の調整結果によっては、建設事業者が費用負担等を行う場合もあります。

建設工事請負仮契約書(案)

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
4	2	第3条	1	8	設計	甲の負担について「ただし、乙が当該入札説明書等の記載又は甲の指示の不備・誤りが不相当であることを知りながら甲に異議を述べなかった場合その他の乙の故意又は過失による甲の責めに帰すべき事由の看過の場合は、この限りでない。」とあります。前段の「甲の指示の不備・誤りが不相当であることを知りながら甲に異議を述べなかった場合」は民法636条但書に準拠されていますが、後段の「その他の乙の故意又は過失による甲の責めに帰すべき事由の看過の場合」については、甲にも責任があると存じますので「又は過失」の部分を削除いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。 甲の責めに帰すべき事由の看過が生じやすくなることを防ぐためです。
5	6	第22条	2		乙の請求による工事の延長	不可抗力や乙に帰責がない事由で事業者が工期延長を請求する場合には、20条（工事の中止）と整合させ、甲の帰責の有無によらず甲の費用負担をお認めいただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
6	12	第54条	6		契約不適合責任期間等	本項記載の「重過失」とは、最高裁判例の示す通り、「ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」と解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答No. 13をご参照ください。

管理運営委託仮契約書(案)

■管理運営委託仮契約書(案)に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
1	1	第1条	2		契約期間	契約書の「契約期間」とは、鑑部分に記載された「委託の期間」を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	5	第8条	1		第三者の使用	「乙は事業者提案に従って業務の全部又は一部を再委託するものとする」とありますが、管理運営委託仮契約21条に記載されている料金の徴収業務は管理運営企業に再委託できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	5	第8条	2		第三者の使用	SPCから弁護士や税理士、保険会社への発注行為は再委託には含まないとの理解でよろしいでしょうか。	SPCの運営業務に係る業務についてはご理解のとおりです。なお、SPCから弁護士や税理士、保険会社へのその他本事業に関わる委託については事前に相談することとさせていただきます。
4	5	第9条	3		緊急時の対応等	管理運営委託仮契約書(案)には、緊急時の対応等について「この場合における本施設の処理の費用については、甲は、この契約に従って変動費により支払うものとする。」とありますが、要求水準書(管理運営業務編)P6 16. 災害発生時等の協力には「変動費での支払いを基本としつつ必要となる対応を踏まえ、本市との協議により決定する」とあります。要求水準書に合わせて、管理運営委託仮契約書の条文を「原則、変動費により支払うものとする」とご変更いただけないでしょうか。	ご要望を踏まえ、管理運営委託仮契約書において、「この場合における本施設の処理の費用については、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあつては、この契約に従って変動費により支払うものとする。」と修正します。
5	5	第9条	3		緊急時の対応等	「震災その他不測の事態により、搬入廃棄物想定量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況において、その処理又は搬出を甲が実施しようとする場合、乙は、甲の要請に従って協力する。この場合における本施設の処理の費用については、甲は、この契約に従って変動費により支払うものとする。」とありますが、この処理の費用には、①要求水準書(管理運営業務編)第3章3(p.14)に示す受付時間外での定常的な受付が必要な場合、②本事業施設以外の設備等が必要となる場合、③人件費が増加する場合の費用が含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	本施設の処理の費用については、No. 4の回答のとおり、甲乙協議により決定します。ご提示いただいた①～③までの費用が含まれますが、当該費用の金額については、社会通念上相当と認められる範囲に限られます。

管理運営委託仮契約書(案)

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
6	10	第23条	1		履行責任	入札説明書等から合理的に把握できない既存施設の不備については、乙の責任ではないとの理解でよろしいでしょうか。	既存施設の撤去は建設業務の一部です。運営期間中に改修対象施設の不備が生じた場合に、事業者が施工した部分以外で事業者が契約締結時に利用しうる情報から合理的に把握できない範囲の不備は事業者の責任ではありません。
7	12	第29条			不可抗力によって発生した費用等の負担	不可抗力により保険を適用したことで保険料が増加した場合は、対価改定の対象としていただけますでしょうか。	不可抗力により保険料が増加した場合には、当該増加分の保険料についても、第29条第2項又は第3項に基づき、市は費用負担や契約変更等必要な対応措置を行います。必ず対価改定の対象になるものではありません。
8	13	第31条	3	(1)ア	法令変更によって発生した費用等の負担	「業務に特別に影響を及ぼす法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）」とありますが、直接影響を及ぼすという表現に変更いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
9	26	別紙3			保険	SPCへの出資者が1社のみで、その出資者が管理運営企業として管理運営業務を担う場合、保険の付保はSPCではなく当該企業が付保してもよろしいでしょうか。	管理運営企業がSPCから管理運営業務の委託を受けている場合は、当該企業が付保することも可としますが、SPCを追加被保険者としてください。
10	26	別紙3	1		第三者賠償責任保険	別紙3の第三者賠償責任保険の付保対象として「自動車事故による不法行為に起因する損害を含む。」とありますが、別途、自動車損害賠償責任保険を付保するという対応でもよろしいでしょうか。また、その自動車損害賠償責任保険への加入者は、その車両の運転者が属する会社でもよろしいでしょうか。	前段については、原案のとおりとしますが、第三者賠償責任保険の代わりとして事業者の判断で同等以上の保険を付保することを認めます。後段については、事業者の判断で同等以上の保険を付す場合、当該保険にはSPCを追加被保険者としてください。
11	26	別紙3	2		火災保険	「事業者提案により、下記2の火災保険の付保と同等と認められるその他保険の設計等が提案された場合は、当該提案によるものに代えるものとする。」とあります。火災保険につきましては、昨今の大規模自然災害等により、事業者で加入する場合の保険料が非常に高額になる傾向があるため、損害賠償責任保険の中で事業者帰責に伴う火災等による施設損害を補償する保険を火災保険に代わる保険としていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。